

県中建設事務所の包括的維持管理について

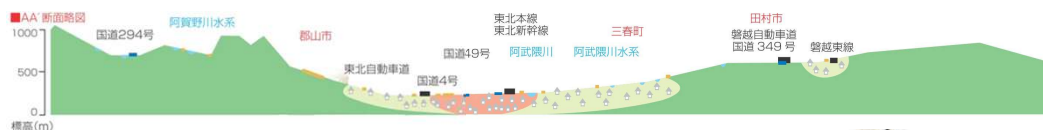
県 中 建 設 事 務 所

1 目次

- 1 県中管内の現状
- 2 郡山地方の公物管理の概況
- 3 県中建設事務所の包括的維持管理業務の経緯
- 4 県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性

1 県中管内の現状

- ・当事務所は、県中地域の12市町村（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡及び田村郡の3市6町3村）を所管しており、東日本大震災で被害が甚大であった浜通り地区を含む他の県内6つの生活圏すべてと接しています。その面積は約2,406km²で県土の約17.5%、人口は約496千人で県人口の約28.7%を占めています。
- ・中央部に阿武隈川が南北に流れ、その周辺の平坦地に郡山市や須賀川市の中心市街地が形成され、その周囲を猪苗代湖や奥羽山脈、阿武隈高地など豊かな自然が取り囲んでおり、都市的利便性と大自然の恵みがともに享受できる地域です。



「福島県勢要覧」より
〔市町村勢一覧〕
(令和5年10月1日現在)

「福島県の推計人口」より
(令和7年4月1日現在)

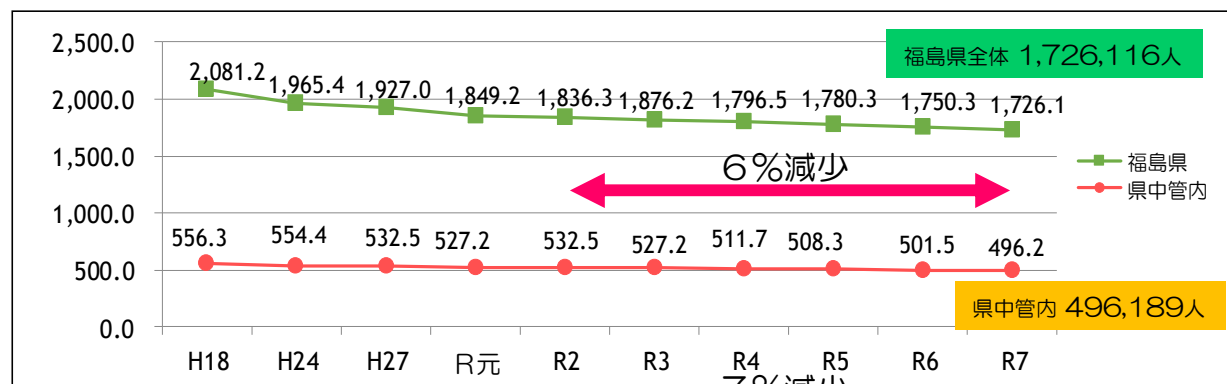
	面積 (km ²)	人口 (人)
県全体 (a)	13,784.39	1,726,116
管内 (b)	2,406.24	496,189
割合 (b/a)	17.5%	28.7%

	面積 (km ²)	人口 (人)
郡山市 (c)	757.2	316,484
割合 (c/a)	5.5%	18.3%

1 県中管内の現状

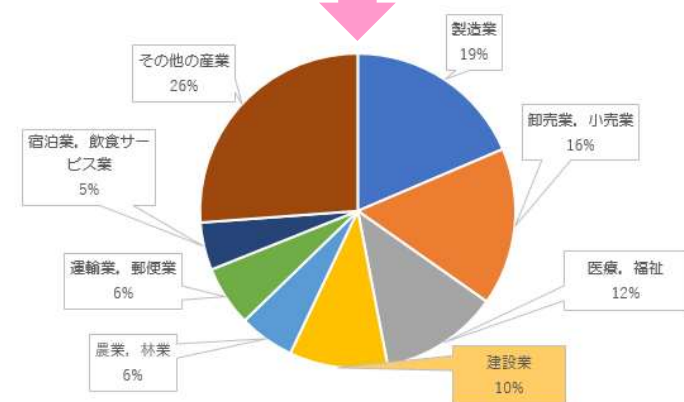
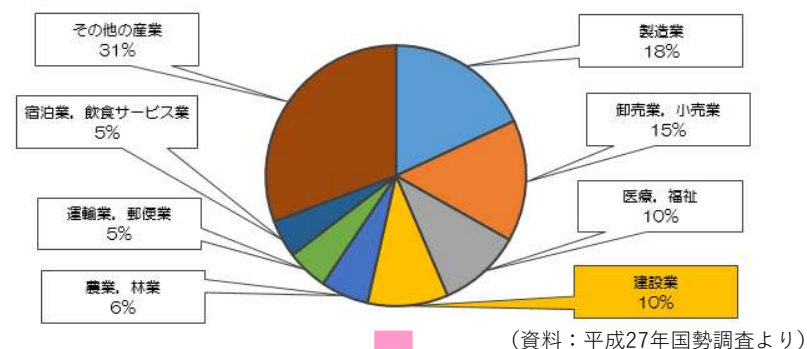
- 人口が令和2年と令和7年の比較で、福島県全体で約6%、県中管内で約7%減少している。
- 建設業に従事する割合は平成27年度と令和2年度では同じく10%であるが、人口が減っているため年々減少の傾向にある。

(1) 人口の推移



令和7年4月1日現在（資料：福島県の推計人口より）
※仮設住宅等に居住されている方は、出身地の人口数としています。

(2) 県中管内の産業別就業者数



（資料：令和2年国勢調査より）

2 郡山地方の公共物概況

- 福島県の橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物はその多くが高度経済成長期に建設され、今後急激に老朽化が進んでいく。
- 県中建設事務所においては、郡山市に位置している道路43路線、河川28箇所、砂防施設19箇所、港湾1箇所を管理している。

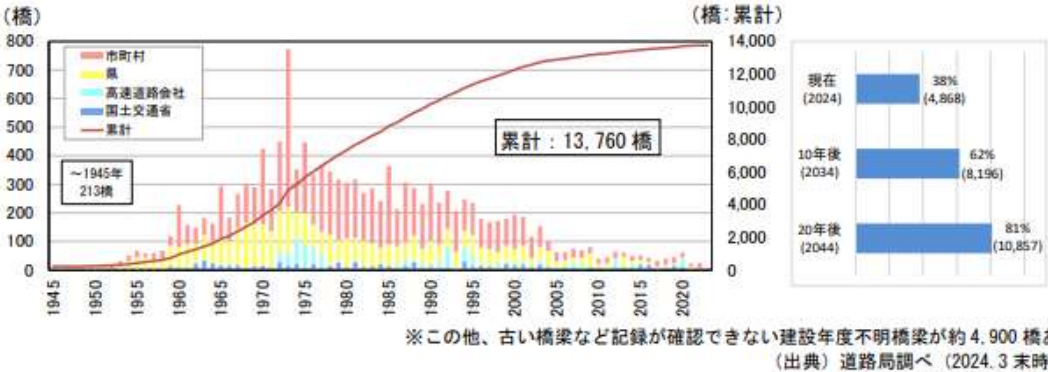


図1-1 建設年代別施設数（橋梁）

図1-2 建設後50年を経過した施設の割合（橋梁）

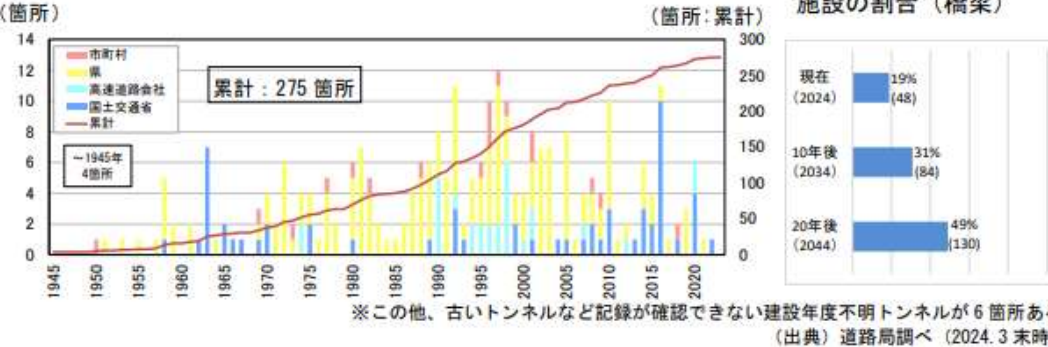


図1-3 建設年代別施設数（トンネル）

図1-4 建設後50年を経過した施設の割合（トンネル）

福島の道路メンテナンス概要より

道路の現況

道路種別	路線数	実延長(m)
一般国道	2	31,071
主要地方道	15	181,410
一般県道	26	143,183
合計	43	355,664
福島県全体	386	5,729,445

国県道現況調書より（令和5年4月1日現在）

河川の現況

水系名	河川数	延長(m)
一級河川	28	260,384
阿武隈川	28	260,384
合計	28	260,384
福島県全体	493	4,640,664

河川現況調書より（令和6年3月31日現在）

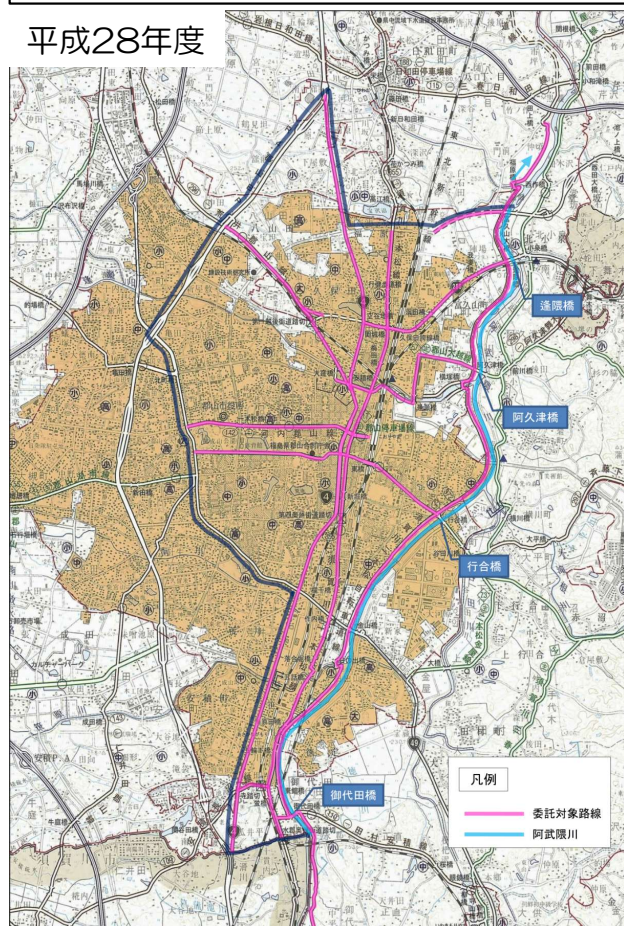
3 県中建設事務所の包括的維持管理業務の経緯

道路維持委託補修業務

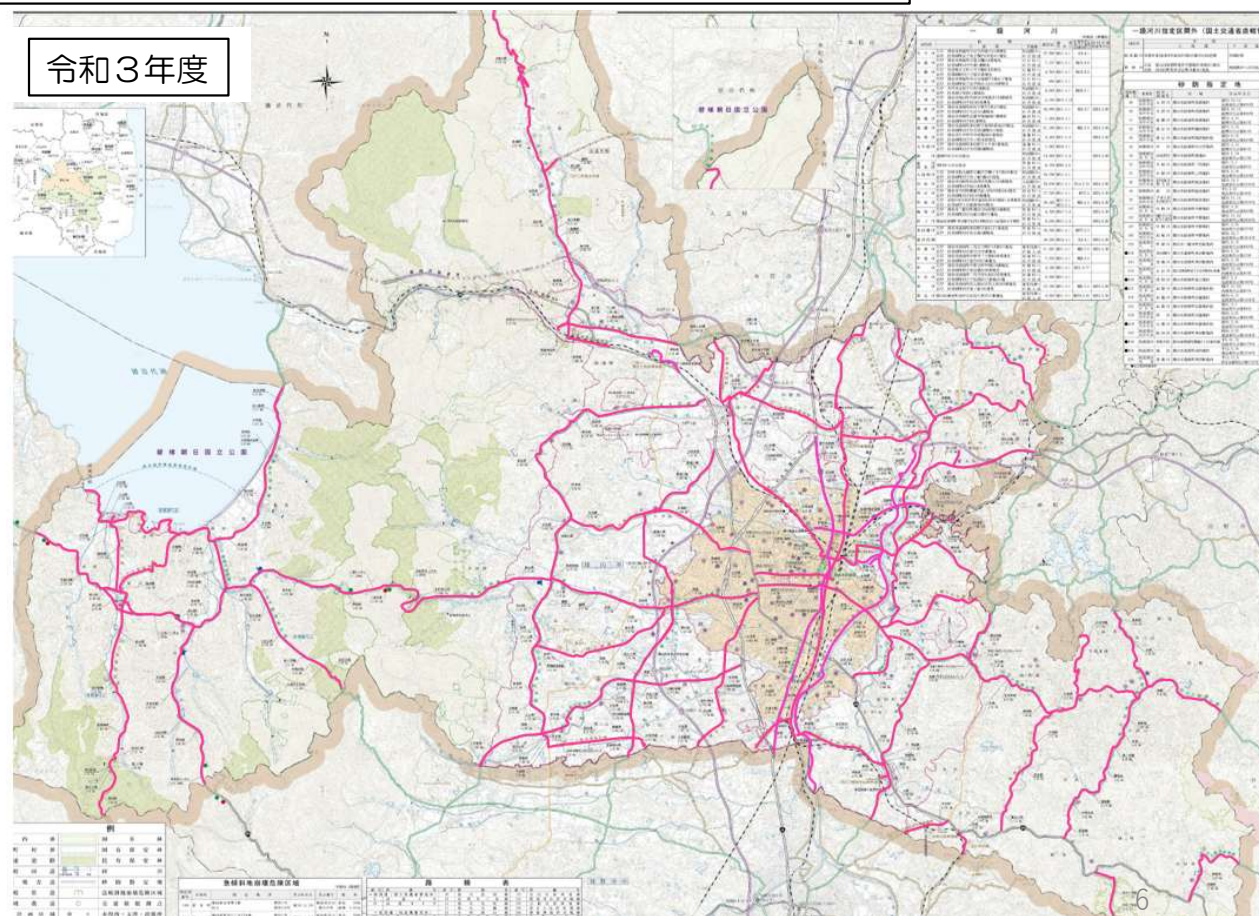
平成28年度 国道4号バイパス・国道49号～阿武隈川に挟まれる区間で包括的維持管理業務委託を導入

令和3年度 包括エリアを郡山市全域に拡大

平成28年度



令和3年度



3 県中建設事務所の包括的維持管理業務の経緯

河川維持委託補修業務（砂防、急傾斜、港湾含む）

令和5年度 河川等維持委託（A、D地区）について包括的維持管理業務委託を導入

A 地区

河川

（舟津川、中地川、中川、小谷川、菅川、常夏川、猪苗代湖）

砂防指定地

（大沢川、荒砥川、愛宕川、奈良沢川、小谷川、蓑毛川、アザミ沢、中地川）

港湾

（湖南港）



D 地区

河川

（天神川、谷田川、黒石川、白岩川、大滝根川、桜川）

急傾斜地

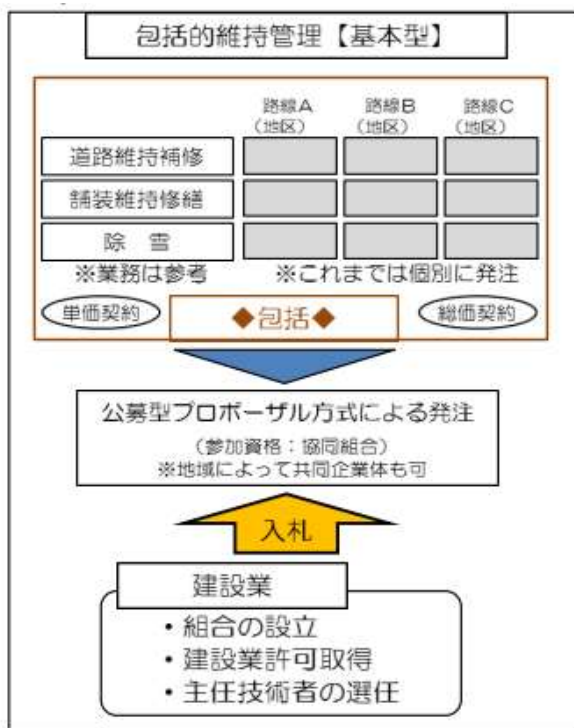
（田向、高倉、高倉2工区）

4 県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性

- ・県中建設事務所では、人口減少社会を踏まえ、建設業を取り巻く担い手不足および高齢化の問題を抱えながらも、地域建設企業が地域の守り手として公共施設の維持管理を持続していくために、包括的維持管理を導入しています。
- ・今後においては、包括的維持管理の更なる拡充により担い手不足等に対する対応を確実なものとするため、包括的維持管理の範囲を拡大する取り組みを実施していきます。

【拡充のイメージ図】

Step1：導入



Step1～2

■主任技術者の役割(案)

- ・発注者との協議
- ・組合員への業務の振り分け
- ・管理区域内の状況把握
- ・点の管理視点から面の管理視点
- ・利用状況からの修繕順位付け
- ・発注者への提案



Step2：拡充



福島県包括的維持管理に関する取組より

【Step1】建設業の効果と課題

効果
・地域建設業減小の抑止 ・業務量の確保 ・維持管理の効率化 ・緊急時対応体制の維持
課題
・組合の設立（運営体制の確立） ・主任技術者の確保

4 県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性

・平成28年度より実施している包括的維持管理は、令和9年度よりエリアの拡充を図るため、県中建設事務所管理箇所については、河川維持委託管理業務に日和田地区（B地区）、三穂田地区（C地区）を加え全て包括的維持管理を行うこととします。

B地区

河川

（五百川、石筵川、日沢川、藤田川、後庵川、逢瀬川、馬場川、大久保川、七瀬川）

砂防指定地

（深沢川、逢瀬川、五百川、石筵川、西川）

急傾斜地

（赤木町、咲田、桃見台）



C地区

河川

（南川、鶴巻川、西ノ川、多田野川、笹原川、南川放水路）

砂防指定地

（源田沢、笹原川、多田野川）

4 県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性（追加業務）

- ・近年の気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化による河川の氾濫や内水氾濫などに対応するべく、「排水ポンプ車」を新たに導入しました。
- ・排水ポンプ車の活動範囲は「県内全域」としており、広範囲をカバーするため体制の強化が必要です。

【全県へ出動するイメージ】



排水ポンプ車



【作業手順】

- ① 出動要請 河川整備課→県中建設事務所→包括委託受注者へ連絡
- ② 出動 排水ポンプ車を運転し出動要請箇所へ出動（県内全域を対象）
- ③ 排水準備 排水作業必要なホース・ケーブル類の接続・設置
- ④ 排水作業 排水ポンプの稼働
- ⑤ 監視 排水ポンプの稼働中は常時監視
- ⑥ 撤去作業 排水作業完了後に設備の撤去

※その他、詳細な項目は発注時に仕様書にて明記します。

県中建設発注の受注者が対応



排水元のポンプ設置状況



ポンプ・ホース設置状況



排水ポンプ車設置状況（全景）

要請箇所の受注者が対応



洗掘防止用の養生ブルーシート設置状況



排水先の土のう固定状況